

## 佐賀県規則第17号

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則

佐賀県土木事務所設置規則（昭和29年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 前項の課のほか、佐賀、東部、唐津及び杵藤の各土木事務所に建築課を、唐津及び伊万里の各土木事務所に港湾課を、<u>杵藤土木事務所に九州新幹線西九州ルート整備推進室を置く。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第4条 略</b></p> <p>2～11 略</p> <p><u>12 杵藤土木事務所の九州新幹線西九州ルート整備推進室の分掌事務は、九州新幹線西九州ルートの建設に係る用地取得に関することとする。</u></p>	<p>(組織)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 前項の課のほか、佐賀、東部、唐津及び杵藤の各土木事務所に建築課を、唐津及び伊万里の各土木事務所に港湾課を置く。</p> <p>3～5 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第4条 略</b></p> <p>2～11 略</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。